

令和7年度被災建築物応急危険度判定士講習会 質疑回答

質疑No.	質疑内容	回答内容
1	応急危険度判定の対象となる規模(10階、30m)を超える場合、その建物を調査対象とするしないの判断は判定士が行うのか？事前に判定コーディネーターが行うのか？	判定対象となる建築物の用途規模についてはあらかじめ市町村(実施本部)で定められます。 ※市町村におかれては、事前にマニュアル(震前マニュアル、実施本部マニュアル等)として整備をお願いします。 (参考)被災建築物応急危険度判定必携
2	調査の際、住宅等所有者が在宅時に、外観調査も拒まれた場合やステッカー貼付を拒まれた場合の対応はどうなるのか？	判定ステッカーは建物の所有者だけではなく、その他の使用者や付近の住民等に対して危険性の有無を伝える重要なものであるため、住宅等所有者に対して判定の主旨を理解いただけるよう丁寧に説明を行ってください。 それでも理解が得られない場合は無理に判定を行わず、調査様式にその旨を記入し次の建物に移ってください(判定ステッカーの貼付も不要)。
3	建築物の所在地について「字名地番」とあるが、調査の際に字図が配布されるのか？また、記載は大字までか小字までか？	所在地については、判定活動の際に配布される街区地図等を基にわかる範囲で記入いただければ結構です。
4	下げ振りを下ろす際、資料中の絵は柱頭のつけ根(梁の下端)からとなっているが実際の判定でもそこから下ろすのか？それとも柱の途中からでもよいのか？	残留層間変形角(建築物の傾斜)を調査するものですので、高さとも水平変位が測定できるのであれば、柱や壁の途中から下ろしての測定でも構いません。
5	建物に近づけない場合はどのように判定するのか？ドローン等を活用するのか？	(建物が崩壊している等明らかに危険な場合) 明らかに危険と考えられる建物については接近してまで調査する必要はありませんので、「一見して危険」と判定し次の建物に移ってください。 (上記以外の場合) 物理的な要因等により対象建物に近づくことが困難な場合は、危険や無理のない範囲で判定を行ってください。 その際、調査様式にその旨を記載しておくことが望ましいです。 なお、遠距離から判定を行う場合は双眼鏡の使用が想定されます。
6	資料7-4のP37に「資料間違い」とあるがこれは何か？	誤記です。資料から削除します。